

**静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システム  
開発業務企画提案募集要領**

**令和5年8月  
静岡県**

# 目 次

1 趣旨.....	1
2 提案競技の概要.....	1
3 参加資格.....	2
4 提案書及び応募申込等.....	2
5 優先交渉権者の特定方法.....	5
6 契約に関する事項.....	5
7 その他.....	5

- 参加表明書（様式 1）
- 辞退届（様式 2）
- 質問書（様式 3）
- 提案書（様式 4-1、4-2）
- 自治体システム等の受注・稼働実績（様式 5）
- 業務担当予定者の略歴等（様式 6）
- 見積書（様式 7）
- 提案書評価基準（別紙 1）

## 静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システム開発業務企画提案募集要領

### 1 趣旨

原子力災害は通常の風水害と異なり、災害が段階的に進行する、避難の範囲が広域に渡る、県外へ避難する、避難が長期に渡る等の可能性があるといった特色がある。前述のような住民の複雑な対応が必要となる原子力災害の発生時に、本県が住民の避難状況を把握しつつ、適切な情報を住民に通知するシステムを構築するため、ASP（ネットワーク経由でシステム機能の提供を行うサービス。SaaS等も含む。）による新システム導入を決定し、その開発・運用にあたっては、高度な専門的知識やノウハウ等を活用した優れた提案を得るため、提案競技（プロポーザル方式）により優先交渉権者を選定することとした。

この募集要領は、本業務の提案競技への参加資格、応募手続き等提案競技に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項及び提案手続きを示したものである。

### 2 提案競技の概要

#### (1) 業務名

静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システム開発業務

#### (2) 業務内容

静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システムに関する開発業務（ASPで構成される静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システムの設定及び静岡県が要求する仕様を満たすためのカスタマイズ等）及びシステム運用業務（システムの安全かつ安定的な提供及びサポートデスク等）とする。

#### (3) 仕様

「静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システム開発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (4) 時期

契約締結日から令和6年3月26日まで

#### (5) 担当部局

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

名 称：静岡県危機管理部原子力安全対策課

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話：054-221-2088

F A X：054-221-3685

電子メール：antai@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前10時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

### 3 参加資格

この提案に参加することができるのは、次の(1)～(5)のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であって、「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿」の「システム開発業務」、「システム運用・管理業務」及び「インターネット関連業務」の認定がされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 提案書の提出の日から契約の日までの期間に、静岡県における情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) ISMS 認証またはプライバシーマークまたは、これらと同等の信頼性があると知事が認める認証を取得していること。

### 4 提案書及び応募申込等

#### (1) スケジュール

日 付	内 容
令和5年8月22日	提案競技の告知（公告・ホームページへの掲載）
令和5年8月22日	募集要領の交付開始
令和5年8月31日	募集要領の交付終了・参加表明書の受付終了

令和5年9月4日	提案書の受付終了
令和5年9月6日	プレゼンテーション及び審査
令和5年9月11日	審査結果発表

(2) 募集要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和5年8月22日（火）午前10時から同年8月31日（木）午後5時まで  
（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの間を除く）

イ 配布場所

2（5）に同じ

(3) 参加表明書の提出

提案書を提出しようとする場合は、あらかじめ次により参加表明書（様式1）を提出するものとする。なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案書を受け付けないので注意すること。

ア 提出期限

令和5年8月31日（木）午後5時まで

イ 提出場所

2（5）に同じ

ウ 提出方法

持参による。

(4) 質問事項の受付・締切りについて

本要領の内容などについての質問は、「質問書」（様式3）により提出すること。

ア 提出期限

令和5年8月28日（月）午後5時まで

締切時刻以降の質問については、受け付けない。

イ 質疑受付窓口

2（5）に同じ

ウ 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行うものとする。

エ 回答期限

回答は、令和5年8月30日（水）までに、参加表明書を提出した者すべてに、同書記載の連絡先メールアドレスあてに通知する。（個人情報等は除く。）

(5) 提案書の提出

提案競技に参加を希望する者は、提案書を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和5年9月4日（月）午後5時まで

イ 提出場所

2（5）に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着のこと。

なお、持参の場合は、持参日の前日までに事前連絡すること。

エ 提出書類及び提出部数等

提出書類及び提出部数等は以下のとおりとする。

提案書提案項目については、正本1部、写し10部とし、様式5、様式6及び様式7とともに市販のA4版2穴ファイルに編冊すること。

提出書類	部数
提案書（様式4-1）	1部
提案書提案項目（様式4-2）	11部
自治体システム等の受注・稼働実績（様式5）	11部
業務担当予定者の略歴等（様式6）	11部
見積書（様式7）	11部
会社概要	1部
情報システム開発等の業務委託入札参加資格審査通知書の写し	1部
プライバシーマークまたはISMS認証を取得していることを証明する書類の写し	1部

オ 著作権等

(ア) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。

ただし、本業務において公表等で特に必要と認める場合には、静岡県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(イ) 提案書は、非公開とする。

(ウ) 提案書は、返却しない。

(エ) 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(6) プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション（順番は提案書受付順等による）を行うものとする。実施時間等は、提案書提出者に別途通知する。

ア 実施日

令和5年9月6日（水）

イ 実施時間、実施方法

別途通知する。

(7) 提案書に要する費用

提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

5 優先交渉権者の特定方法

(1) 優先交渉権者は静岡県原子力災害時避難情報発信・集約システム開発業務受託者選定委員会において、別紙1の評価基準により提案内容を評価し総合得点が最高の提案者を委託予定事業者として特定する。

(2) 選定結果の通知（優先交渉権者）

選定結果は提案書の提出を行ったすべての者に通知する。

(3) 優先交渉権者の取扱

5 (1) により特定した優先交渉権者と委託仕様について協議の上、6 により本業務の委託契約の手続きを行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約は、静岡県危機管理部原子力安全対策課で手続きを行う。

(2) 契約書は、それぞれ2通作成し、静岡県及び受託者の双方各1通保有する。なお、契約金額の表示は、消費税を内書きで表示する。

(3) 契約書の作成に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

(4) 提案価格上限は、44,377,000円(消費税込)とする。

7 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

(2) 辞退

参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、提案書提出期限までに、「辞退届」(様式2)を提出すること。

(3) 失格

次に掲げる事項に該当する場合は、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 静岡県職員又は本プロポーザルに関係ある者と本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

(4) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成(注)

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書(別に示す様式)

イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(別に示す様式)の写し